

●香川県告示第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

高松市

2 都市計画事業の種類及び名称

高松広域都市計画下水道事業 高松市公共下水道

3 事業施行期間

昭和30年4月1日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和50年香川県告示第283号、昭和51年香川県告示第38号、昭和56年香川県告示第24号、昭和59年香川県告示第898号、昭和62年香川県告示第351号、平成元年香川県告示第181号、平成元年香川県告示第1058号、平成4年香川県告示第137号、平成5年香川県告示第854号、平成8年香川県告示第796号、平成13年香川県告示第196号、平成14年香川県告示第45号、平成14年香川県告示第702号、平成15年香川県告示第539号、平成16年香川県告示第472号、平成19年香川県告示第175号、平成20年香川県告示第372号の事業地に、屋島西町字亥浜の一部の区域を加える。